

○本庄市最低制限価格制度取扱要綱

令和 5 年 3 月 3 1 日

告示第 7 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）並びに工事に伴う設計、調査及び測量業務（以下「業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項（同令第 1 6 7 条の 1 3 において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる競争入札)

第 2 条 この要綱の対象となる競争入札は、設計金額が 2 0 0 万円を超える工事及び設計金額が 1 0 0 万円を超える業務の請負契約に係るものとする。ただし、本庄市建設工事請負低入札価格取扱要綱（平成 2 0 年本庄市告示第 1 7 6 号）の規定が適用されるものを除く。

(工事における最低制限価格の設定)

第 3 条 工事における最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額が、予定価格に 1 0 分の 9. 2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 1 0 分の 9. 2 を乗じて得た額とし、予定価格に 1 0 分の 7. 5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 1 0 分の 7. 5 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 1 0 分の 9. 7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 1 0 分の 6. 8 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、最低制限価格を予定価格に 1 0 分の 7. 5 を乗じて得た額から 1 0 分の 9. 2 を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

(業務における最低制限価格の設定)

第4条 業務における最低制限価格は、次の各号に掲げる業務ごとの予定価格算出の基礎となった経費の合計額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

(4) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(5) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務ごとにそれぞれ当該各号に

掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 測量業務 その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超えるときは10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たないときは10分の6を乗じて得た額

(2) 建築関係及び土木関係の建設コンサルタント業務並びに補償関係コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超えるときは10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たないときは10分の6を乗じて得た額

(3) 地質調査業務 その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超えるときは10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たないときは3分の2を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる額の合計額を適用することが適当でないと認められる場合には、測量業務の最低制限価格は、予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額までの範囲内で、建築関係及び土木関係の建設コンサルタント業務並びに補償関係コンサルタント業務の最低制限価格は、予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8.1を乗じて得た額までの範囲内で、地質調査業務の最低制限価格は、予定価格に3分の2を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格制度を適用する場合は、一般競争入札にあつては入札の公告において、指名競争入札にあつては指名通知書において、最低制限価格を設定している旨を明示するものとする。

(落札者の決定)

第6条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日告示第１１９号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年６月２日告示第２３７号）

この告示は、公示の日から施行する。